

新居浜工業高等専門学校休憩室等使用取扱要項

平成25年10月3日要項第5号
最終改正 令和4年7月12日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下、「本校」という。）における休憩室等の使用については、この要項に定めるところによる。

(休憩室等)

第2条 この要項において休憩室等とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 男性休憩室（車庫内）
- (2) 女性休憩室（管理・電気情報工学科棟1階）
- (3) シャワー室（管理・電気情報工学科棟2階）

(使用者)

第3条 休憩室等を使用できる者は、本校の教職員とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合は、その他の者に使用を許可することができる。

(使用用途)

第4条 休憩室等は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- (1) 福利厚生
- (2) 業務上必要な場合
- (3) その他校長が特に必要と認めた場合

(使用時間等)

第5条 休憩室等を使用できる時間は、原則、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 男性休憩室及び女性休憩室 平日8時から19時まで
 - (2) シャワー室 平日9時から17時まで
- 2 男性休憩室及び女性休憩室は、前項に規定する時間内は自由に使用できるが、それ以外の時間（以下「時間外」という。）に使用したいときは、使用者（グループ等の場合はその代表者）が使用日の3日前までに休憩室時間外使用申請書（別紙第1号様式）を総務課総務企画係（以下「担当係」という。）に提出し、許可を受けなければならない。
- 3 前項の規定に基づき時間外に休憩室を使用する場合は、守衛室において休憩室の鍵を借り受けるものとし、使用後は、速やかに返却しなければならない。
- 4 シャワー室を使用するときは、担当係に申し出てシャワー室使用簿（別紙第2号様式）に必要事項を記載するものとする。

(留意事項)

第6条 使用者は、別に定める休憩室等使用心得を遵守しなければならない。

- 2 前項の規定に違反したときは、直ちに使用を中止させ、併せて以後の使用を禁止することができる。

(損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により休憩室等の設備、備品等を滅失、破損

又は汚損したときは、本校の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第8条 休憩室等の管理及び使用に関する事務は、担当係において行う。

附 則

この要項は、平成25年10月21日から施行する。

附 則（令和3年6月8日 一部改正）

この要項は、令和3年6月8日から施行する。

附 則（令和4年7月12日 一部改正）

この要項は、令和4年7月12日から施行する。

別紙第1号様式（第5条第2項関係）

校長	事務部長	総務課長	総務企画係長	総務企画係

休憩室時間外使用申請書

令和 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

所 属：_____

氏 名：_____ (自署)

(男性 ・ 女性) 休憩室を下記のとおり時間外に使用したいので、申請します。

記

日 時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
使 用 目 的 (詳細に記入のこと)	
申請者以外の 使 用 者 名 (申請者のほかに使用者 がいる場合に記入)	
備 考	

別紙第2号様式（第5条第4項関係）

シャワー室使用簿